議案第90号 三田市立図書館の管理に係る指定管理者の指定について

令和5年度末に指定期間が満了となる「三田市立図書館」について、引き続き指定管理者による管理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体

名 称	指定管理者となる団体
三田市立図書館	TRC三田 東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子

2 指定管理期間

名 称	指定管理期間
三田市立図書館	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理者の指定管理費及び選定理由

(1) 指定管理費 [提案額 1, 049, 983千円(税込)]

(2)選定理由

公募に対して申請のあった唯一の団体であると同時に、生涯学習の知と憩いの拠点施設として役割を果たしながら、持続可能な管理運営に取り組むことについて、これまで実施してきた事業、新しい講座の開催や読書案内等、貸出以外のサービスについても広く提案がありました。

また、全国的にも図書館管理運営の実績が豊富であり、蓄積されたノウハウや人材を資源とした安定的な運営が期待できることから、次期指定期間の指定管理者として選定したものです。